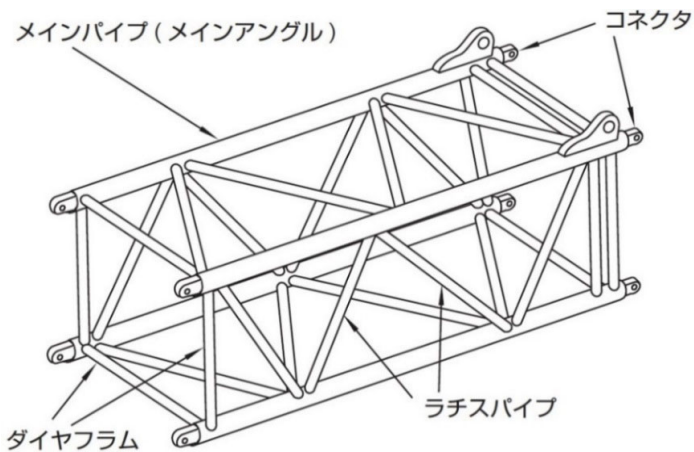


## ラチスパイプ交換時の変更届及び変更検査について

移動式クレーンは、部品交換や修理等で構成部品が変更になった際、所轄の労働基準監督署に届け出なくてはならない場合があります。特にブームを構成しているラチスパイプやダイヤフラムは、強度や剛性に影響が出ますので、交換時には必ず変更届を行って下さい。また変更を加えた事業者は、「変更検査」を受けなければなりません。ただし、所轄の労働基準監督署長が当該検査の必要が無いと認めた場合には、「変更検査」は行われません。



コベルコ建機では、以下対応を禁止しています。

1. メインパイプ・メインアングルの溶接補修※1、交換
2. コネクタの溶接補修※1
3. ラチスパイプ・ダイヤフラムの溶接補修※1

※1 該当箇所への肉盛りや曲げ戻し等の補修作業を指します  
(部位)

以下の対応は可能ですが、交換工事につきましては最寄りの指定サービス工場までご相談ください。

1. ラチスパイプ・ダイヤフラムの交換
2. コネクタの交換 (製造工場のみ、実施可能)

ご参考までに、下記のクレーン等安全規則もご確認下さい。

### <クレーン等安全規則>

(変更届) **第八十五条** 事業者は、移動式クレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、移動式クレーン変更届(様式第十二号)に移動式クレーン検査証及び変更しようとする部分(第五号に掲げるものを除く。)の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(以下省略)

(変更検査) **第八十六条** 前条第一号又は第七号に該当する部分に変更を加えた者は、法第三十八条第三項の規定により、当該移動式クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた移動式クレーンについては、この限りでない。

(第2項以下省略)

- 変更届及び変更検査につきましては、各都道府県にあります労働基準監督署までご確認下さい。
- 提出書類や提出の流れにつきましては、ご不明な点等はお近くの指定サービス工場までご連絡下さい。